

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（案）等に対して提出された意見及び総務省の考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由 【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	(個人)	<p>石油コンビナートは広い原っぱにあるわけではないです。消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車は細い道に入れなくて小回りがきかないので普通の化学高所放水車で何度もピストンの方が効率が良く、石油コンビナートの火災で消火薬剤五千八百リットルはどうせ不足なうえ消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車は普通の化学高所放水車と比較すると高額です。消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車ではなく普通の化学高所放水車をずっと使えるようにメンテナンスしやすいようにするべきです。よってこの案はしないべきです。</p>	<p>消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の導入にあたっては、当該特定事業所における通路の状況等を勘案して、火災が発生した場合において、特定事業所構内を支障なく通行できることの規定（改正後の政令（案）第16条第3項及び省令（案）第20条の2）を設けており、これについては、泡消火薬剤の補給体制も含め、市町村長等への防災規程の提出の際に確認することとしています。</p> <p>また、今回の改正は、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の導入を可能とするものですが、従前の化学高所放水車等についても引き続き導入が認められるものであり、どのような消防車両を配置するかは、運用や価格なども勘案して、事業所において導入が判断されるものと考えます。</p>	無

2	(個人)	<p>1 石油コンビナート等災害防止法施行令 改正案 (防災要員) 第7条第十項 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 五人 現在の大化高と同様に省力化に資する装置を備えても防災要員は五人での運用となるのでしょうか。</p> <p>2 石油コンビナート等災害防止法施行令 改正案 第16条第三項 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の備え付け 従来の泡原液搬送車の扱い(法定要員1名を含め)は どう解釈すればよろしいのでしょうか。また、泡消火薬剤 の運搬方法は各事業所の判断となるのでしょうか。</p>	<p>1 ご指摘のとおり消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の防災要員の人数は5人ですが、当該車両の省力化に資する装置又は機械器具を備えた場合の防災要員の人数については、今後、省力化に資する装置又は機械器具を備えた場合において当該車両を使用した消火活動に支障がないことを確認した上で必要な省令改正を検討することとしています。</p> <p>2 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車については、従来の大型化学消防車と泡原液搬送車と同等の合計5,800リットル以上の消火薬剤タンクを備えることとしているため、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けた場合における泡原液搬送車については、その防災要員1名を含めて備え付けの義務はありません。</p> <p>また、火災発生時における泡消火薬剤を補給する場合の運搬方法については、各特定事業所が判断することとしています。この泡消火薬剤の補給体制等が適切かどうかについては、市町村長等への防災規程の提出の際に確認することとしています。</p>	無
---	------	---	---	---